

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条—第三条）

第二節 裁判所

第一款 日本の裁判所の管轄権（第三条の二—第三条の五）

第二款 管轄（第四条—第八条）

第三款 参与員（第九条—第十一條）

第四款 当事者（第十二条—第十五条）

第五款 訴訟費用（第十六条）

第六款 訴訟手続（第十六条の二—第二十七条）

第七款 第六節 补則（第二十八条—第三十条）

第二章 婚姻関係訴訟の特例

第一節 管轄（第三十一条）

第二節 附帯処分等（第三十二条—第三十六条）

第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十七条）

第四節 履行の確保（第三十八条—第四十条）

第五節 第三章 実親子関係訴訟の特例（第四十一条—第四十五条）

第六節 第四章 養子縁組関係訴訟の特例（第四十六条）

第七節 附則

第一章 総則

第二節 通則

（趣旨）

第一条 この法律は、人事訴訟に関する手続について、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）の特例等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え

二 嫁出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

（最高裁判所規則）

第三条 この法律に定めるもののほか、人事訴訟に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 裁判所

第一款 日本の裁判所の管轄権

（人事に関する訴えの管轄権）
（人身に関する訴えには、居所）が日本国内にあるとき。
二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

一 身分関係の当事者の一方に対する訴えであつて、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内に提起することができる。

三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本国籍を有していたときを含む）。

六 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することなる特別の事情があると認められるとき。

（関連請求の併合による管轄権）

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る。）とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときにより、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

（子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権）

第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判、同項の親権行使者の指定についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第三条の十二各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

（特別の事情による訴えの却下）

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者の成年に達しない子の利益その他の当事者の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

第二款 管轄

（人事に関する訴えの管轄）

第四条 人事に関する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその認を目的とする数個の請求をする場合には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

（併合請求における管轄）

第五条 数人からの又は数人に対する訴えで、当該訴えに係る身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求をする場合には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定められた地を管轄する家庭裁判所の自序處理）

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法第二百五十七条规定により申し立てら

所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）
を用いてすることができる。

前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることがとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項

二百四十四条の規定並びに同法第百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条规定から第二百六十七条の二までの規定は、適用しない。

(職権探知)

第二十条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならぬ。

(当事者本人の出頭命令等)

第二十一条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができる。

2 民事訴訟法第百九十二条から第二百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。

(関連請求の併合等)

人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求

求と/orは、民事訴訟法第一百三十六條の規定にかかるらず、一の調べですることができます。この場合

においては、当該人事調査に係る請求について管轄権を有する家庭裁判所は、当該損害の賠償に

人事評議會に於ける議論は、して、自ら審議及て表章をすることができる。人事評議會に於ける事長によつて、上記の員をもつて、音賞に屬する書類を目次レシードルに示す。

えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の系属する家庭裁判所にも提起することがあります。

できる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害の賠償

に関する請求に係る事件について準用する。

(訴えの変更及び反訴)

第十八条 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第一百四十三条第一項及び第四項、第一百四

十六条第一項並びに第三百条の規定にかかるわらず、第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るま

原告は、請求又は請求の原因を変更することができ、被告は、反訴を提起することができ

日本の裁判所は審査の立場に立つての事実公認の請求を許す場合によく、易々

日本の表半円が語習の發達によつて極更進む。又更進む人事評議會に於ける語習は、常に「語習」として皆事務局の「身分關係」を有する事である。

ついでに、この形態又は存否の確認を目的とするとき、限り、前項の規定によれば、請求を変更すること

ができます。開拓の不確実性を考慮した場合、開拓の非効率性

日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について管轄権を有しない場合には、

被告は、それぞれ當該各号に定める場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができ

人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形

成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

二人事調査に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求既に日本の裁判所は多くこの類の請求を認めた。

(民事訴訟)は、訴訟人が訴訟の事実を証明する場合

第二項、第二百七條第二項、第二百八條、第二百二十四條、第一百二十九條第四項及以

二百四十四条の規定並びに同法第百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条规定から第二百六十七条の二までの規定は、適用しない。

(職権探知)

第二十条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならぬ。

(当事者本人の出頭命令等)

第二十一条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができる。民事訴訟法第九百九十二条から第九百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。

(当事者尋問等の公開停止)

第二十二条 人事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人(以下この項及び次項において「当事者等」という)又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができないと認めるとときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならない。

裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

(検察官の関与)

第二十三条 人事訴訟においては、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、必要があると認めるときは、検察官を期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

2 検察官は、前項の規定により期日に立ち会う場合には、事実を主張し、又は証拠の申出をすることができる。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十五条第一項の規定にかかわらず、第三者に對してもその効力を有する。

2 民法第七百三十二条の規定に違反したことを理由として婚姻の取消しの請求がされた場合におけるその請求を棄却した確定判決は、前婚の配偶者に對しては、前項の規定にかかわらず、その前婚の配偶者がその請求に係る訴訟に参加したときに限り、その効力を有する。

(判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止)

第二十五条 人事訴訟の判決(訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。)が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することもできない。

(訴訟手続の中止及び受継)
第二十六条 第十二条第二項の規定により人事に関する訴えに係る身分関係の当事者の双方を被告とする場合において、その一方が死亡したときは、他の一方を被告として訴訟を追行する。この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 第十二条第一項又は第二項の場合において、被告がいずれも死亡したときは、検察官を被告として訴訟を追行する。
(当事者の死亡による人事訴訟の終了)

第二十七条 人事訴訟の係属中に原告が死亡した場合には、特別の定めがある場合を除き、当該人事訴訟は、当然に終了する。

2 離婚、嫡出否認(父を被告とする場合を除く。)又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中に被告が死亡した場合には、当該人事訴訟は、前条第二項の規定にかかわらず、当然に終了する。

第六節 補則

(利害関係人に対する訴訟係属の通知)

第二十八条 裁判所は、人事に関する訴えが提起された場合における利害関係人であつて、父が死亡した後に認知の訴えが提起された場合におけるその子その他相当と認められるものとして最高裁判所規則で定めるものに対し、訴訟が係属したことを通知するものとする。ただし、訴訟記録上その利害関係人の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

第二十九条 人事に関する訴えについては、民事訴訟法第三条の二から第三条の十まで、第一百四十五条第三項及び第一百四十六条第三項の規定は、適用しない。

2 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第一項、第一百五十一條第三項、第一百六十条第二項、第一百六十一條第三項、第一百八十五條第三項、第一百五十五条第二項、第一百二十七條第二項、第一百三十二条の二、第一百五十三条第二項及び第七編の規定は、適用しない。

3 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二条规定にかかるわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

2 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事實によって生じた損害の賠償に関する請求とは、一の訴えでできる場合には、当該損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

第二章 婚姻關係訴訟の特例

第一節 管轄

第三十一条 家庭裁判所は、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る婚姻の当事者間に成年に達しない子がある場合には、当該訴えに係る訴訟についての第六条及び第七条の規定の適用に当たつては、その子の住所又は居所を考慮しなければならない。

(附帯処分についての裁判等)

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方に對して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他の子の監護に関する处分、財産の分与に関する処分、親権行使者(民法第八百二十四条の二第三項の規定により単独で親権を行使する者をいう。第四項において同じ。)の指定(婚姻の取消し又は離婚に伴つて親権を行う必要がある事項に係るものに限る。同項において同じ。)又は厚生年金保険法(昭和二十

九年法律第百十五号)第七十八条の二第二項の規定による処分(以下「附帯処分」と総称する。)についての裁判をしなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判若しくは親権行使者の指定についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たつては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聽かなければならない。

(事実の調査)

第三十三条 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たつては、事実の調査をすることができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じ、又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して前項の事実の調査(以下単に「事実の調査」という。)をさせることができ。

3 前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聽くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5 事実の調査の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることがある。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条及び第二十五条(忌避に関する部分を除く。)の規定は、家庭裁判所調査官について準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(情報開示命令)

第三十四条の三 裁判所は、第三十二条第一項の子の監護に関する処分(子の監護に要する費用の分担に関する処分に限る。)の申立てがされている場合において、必要があると認めるとときは、申立てにより又は職権で、当事者に對し、その収入及び資産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

2 裁判所は、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分の申立てがされている場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に對し、その財産の状況に関する

情報を開示することを命ずることができる。

3 前二項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

(判決前の親子交流の試行的実施)

第三十四条の四 裁判所は、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分(子の監護に要する費用の分担に関する処分を除く。)の申立てがされている場合において、子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、事実の調査のため必要があると認めることは、当事者に對し、子との交流の試行的実施を促すことができる。

2 裁判所は、前項の試行的実施を促すに当たつては、交流の方法、交流をする日時及び場所並びに家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に對して

子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適当と認める条件を付付することができ
る。裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告（当該試行的
実施をしなかつたときは、その理由の説明）を求めることができる。

（事実調査部分の閲覧等）

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分（以下この条において「事実調査部分」という。）
についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、そ
の正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請
求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲
覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げ
るおそれがあると認められる部分については、相當と認めるときに限り、その閲覧等を許可する
ことができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穏を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社
会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名譽を著しく害するおそれ

4 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合
においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

5 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の規定による即時抗告人が人事訴訟に関する手続を不当に遅延させることを目的としてされ
たものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

7 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

事実調査部分については、民事訴訟法第一百三十三条の二及び第一百三十三条の三の規定は、適用
しない。

（判決によらない婚姻の終了の場合の附帯処分についての裁判）

第三十六条 婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟において判決によらないで当該訴えに係る婚
姻が終了した場合において、既に附帯処分の申立てがされているときであつて、その附帯処分に
係る事項がその婚姻の終了に際し定められていないときは、受訴裁判所は、その附帯処分につい
ての審理及び裁判をしなければならない。

第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾

第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この
条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、
民事訴訟法第二百六十六条规定（第二項中請求の認諾に係る訴訟を除く。）、第二百六十七条规定
及び第二百六十七条规定の二の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項
の附帯処分についての裁判をすることを要しない場合に限る。

2 前項における民事訴訟法第二百六十七条第一項及び第二百六十七条の二第一項の規定の
適用については、同法第二百六十七条第一項中「について電子調書を作成し、これをファイルに
記録した」とあるのは「を調書に記載した」と、「その記録」とあるのは「その記載」と、同法
第二百六十七条の二第一項中「規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは「調書」
とする。

3 離婚の訴えに係る訴訟においては、民事訴訟法第二百六十四条及び第二百六十五条の規定によ
る和解をすることができない。

4 異婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第八十九条第二項及び第一百七十三条第三項の期日にお
いては、同法第八十九条第三項及び第一百七十三条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をするこ
とができる。

とができる。ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信に
より相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって行われた場合には、
この限りでない。

第四節 履行の確保

（履行の勧告）

第三十八条 第三十二条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）
の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該
裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、
その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができ
る。

3 第一項の家庭裁判所及び前項の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定
による調査及び勧告をさせることができる。

4 前三项の規定は、第三十二条第一項又は第二項の規定による裁判で定めることができる義務で
あって、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について
準用する。

5 第一項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払その他の財産上の給付を
目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、当該裁判をした家
庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、
権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ず
ることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つ
た義務の全部又は一部についてするものとする。

7 前項の家庭裁判所は、同項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聽かなければ
ならない。

8 前項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払その他の財
産上の給付を目的とする義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和
解で定められたものの履行について準用する。

9 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当
な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十万円
以下の過料に処する。

10 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

11 民事訴訟法第一百八十九条の規定は、第四項の決定について準用する。

第四十条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例
(嫡出否認の訴えの当事者等)

第四十一条 父が子の出生前に死亡したとき又は民法第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）
若しくは第七百七十八条（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に嫡出否認の訴えを提起
しないで死亡したときは、その子のために相続権を害される者その他の父の三親等内の血族は、父
の死亡の日から一年以内に限り、嫡出否認の訴えを提起することができる。

2 父が嫡出否認の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを提
起することができる者は、父の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この
場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫は、同法第七百七十五条第一項（第四号に係る部分
に限る。）の規定により嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懷胎の時から出生の時ま
での間に、当該前夫との婚姻の解消又は取消しの後に母と婚姻していた者（父を除く。）がいる

ときは、その嫡出否認の訴えに併合してそれらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起しなければならない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでしなければならない。
(嫡出否認の判決の通知)

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫(訴訟記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る)に対し、当該判決の内容を通知するものとする。

(認知の無効の訴えの当事者等)
(認知の無効の訴えの当事者等)

第四十三条 第四十二条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、第四十二条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条(第一号に係る部分に限る)」若しくは第七百七十八条(第一号)とあるのは、「第七百八十六条第一項(第二号)」と読み替えるものとする。

2 子が民法第七百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る)に定める期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人人は、認知の無効の訴えを提起することができる。この場合においては、子の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならない。

3 子が民法第七百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る)に定める期間内に認知の無効の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により認知の無効の訴えを提起することができるのは、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。

第四十四条 認知の訴えにおいては、父又は母を被告とし、その者が死亡した後は、検察官を被告とする。第二十六条第二項の規定は、前項の規定により父又は母を当該訴えの被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。

3 子が認知の訴えを提起した後に死亡した後は、民法第七百八十七条ただし書に定める期間が経過した後、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。

(父を定めることを目的とする訴えの当事者等)
第四十五条 子、母、母の前婚の配偶者は、民法第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

1 子又は母 母の前婚の配偶者及びその後婚の配偶者(その一方が死亡した後は、他の一方)
2 母の前婚の配偶者 母の後婚の配偶者
3 母の後婚の配偶者 母の前婚の配偶者

3 第二十六条の規定は、前項の規定により同項各号に定める者を当該訴えの被告とする場合においてこれらの者が死亡したときについて準用する。

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

第四十六条 第三十七条(第一項ただし書を除く)の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解(これにより離縁がされるものに限る)並びに請求の放棄及び認諾について準用する。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(人事訴訟手続法の廃止)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)は、廃止する。

(経過措置の原則)

第三条 この法律(以下「新法」という)の規定(罰則を除く)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止前の人事訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

(人事訴訟の管轄等に関する経過措置)

第四条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の管轄及び移送に関しては、附則第十四条の規定による改正後の裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十四条第一号及び第三十一条の規定による改正後の裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十四条第一号及び第三十一条の規定並びに第四条から第七条まで及び第三十一条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟の管轄に関しては、第三十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 新法の施行の際現に係属している保全命令事件の管轄に関しては、第三十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(人事訴訟における訴訟能力等に関する経過措置)
第五条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟については、第十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第六条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起については、第二十五条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の適用関係に関する経過措置)
第七条 第二十九条の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続については、適用しない。

(附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置)
第八条 第二章第二節(第三十二条の規定を除く)及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、適用しない。
(嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

第九条 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続の受継については、第四十二条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(認知の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)
第十条 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合の第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十一条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年六月一日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第五条、第十二条、第十九条、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十六条まで、第四十八条及び第五十五条の規定 平成十九年四月一日

附 則（平成一六年六月二三日法律第一三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と合計の圧力を含め、一本筋道見直しを行つて、つゝ、これにつき監督と因り、公約手帳

2 前項の公的年金制度について必要な見直しを行ふものとする。このとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行ふものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十四条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

一
各
ぞれ当該各号に定める日から施行する。

二
附則第四十一条の規定
国民年金法等の一部を改正する法律
(平成十六年法律第四百四号) の

公布の日又は公布日のいずれか遅い日

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十九号）

四 百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
附則第四十三条の規定
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律
(平成十六年法律第

百三十一号) の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）
抄

第一条 ～の法律は、平成十六年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

第一号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第五条 第八条 第十二条 第十六条 第十九条 及び第二十条 並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の

規定 平成十九年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定めることとする。

附 則
(平成一六年六月二三日法律第一三一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

それが詰名号に定められたが行つる
一から三まで 略

四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定 平成十九年四月一日

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一項 (施行期日) (平成一六年六月二三日法律第一三二号) 抄
この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

第二項 (施行期日) (平成一七年六月一七日法律第六四号) 抄
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三項 (施行期日) (平成一七年六月一七日法律第六五号) 抄
この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

第四項 (施行期日) (平成一七年五月二日法律第三六号) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五項 (施行期日) (平成二三年五月二五日法律第五三号) 抄
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第六項 (施行期日) (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七項 (施行期日) (平成二四年八月二二日法律第六二号) 抄
この法律は、施行日(以下「施行日」という。)から施行する。

第八項 (施行期日) (略)
(施行期日)

第九項 (施行期日) (略)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日
二から四まで 略

第十項 (施行期日) (略)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日
二から四まで 略

第十一項 (施行期日) (略)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日
二から四まで 略

第十二項 (施行期日) (略)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日
二から四まで 略

第十三項 (施行期日) (略)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日
二から四まで 略

第十四項 (施行期日) (略)
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。(その他の経過措置の政令への委任)

第十五項 (施行期日) (略)
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年一一月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第

三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十条の規定 公布の日

附 則 (平成二八年一一月二四日法律第八四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年四月二十五日法律第二〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 この法律の施行の際現に係属している人事訴訟を本案とする保全命令事件の管轄については、
 新人事訴訟法第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定(「取消しの申立て」の下に、「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る)、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第二百五十六条の改正規定、同法第二百五十七条第四項の改正規定、同法第二百六十二条第一項の改正規定、同法第二百六十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百六十五条第一号の改正規定、同法第二百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第二百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第二百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第二百六十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六条)第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第二百六十六条)第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第二百六十六条、第九十一条、第九十八条、第二百十二条、第二百十五条及び第二百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中民事訴訟法第八十九条の見出しの改正規定、同条に四項を加える改正規定(同条第二項及び第三項に係る部分に限る)及び同法第二百七十条第三項の改正規定並びに第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定(「民事訴訟法」の下に「第八十九条第二項及び」を加え、「同条第四項」を「同法第八十九条第三項及び第二百七十七条第四項」に改める部分に限る) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 略

五 第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定(同項にただし書を加える部分に限る)並びに第七条中家事事件手続法第二百六十八条第三項にただし書を加える改正規定、同法第二百七十四条第五項の改正規定及び同法第二百七十七条第三項にただし書を加える改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (罰則に関する経過措置)

百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (政令への委任)

百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (検討)

百二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) この法律は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (新人事訴訟法第二十九条第一項の規定にかかるわざ、なお従前の例による)

二 この法律の施行の際現に係属している人事訴訟についての民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の日本の裁判所の管轄権の規定の適用除外については、新人事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の日本の裁判所の管轄権に係属している人事訴訟についての民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の日本の裁判所の管轄権について所要の措置を講ずるものとする。

三 この法律の施行の際現に係属している人事訴訟についての民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の日本の裁判所の管轄権について所要の措置を講ずるものとする。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

第三百六条の規定による。

附則

第一（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)

附 則
(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して、五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十一条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条
一条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されてい

る事項の全部を記録した電磁的記録^{（）}を加える部分を除く）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一條第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九

十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪收益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く。）

、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第

三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二十九条の改正規定（の謄本）の下に、「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条规定を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八

法第十七条第二項の改正規定（第二十一条）の下に「第十一条の二」を加える部分に附する「及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する第九法律附則を船舶の所有者第一条とし、同条に見出しが付し、同附則に由来する改正規定、第二条を加えて三規定、第七百一十九条に付する」とある。

の責任の制限に関する法律第五十九条の次に「一条を加える改正規定 第百十一条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定 第百四十五条中民事再生法第一百十五条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。） 第百六十一条第一項の規定、第二百二

		第二十五条第二項 、第一百三十二条の 五第一項、第一百八 十五条第一項及び 第二項、第二百三 十五条第二項及び 第三項、第二百六 十九条第一項、第 三百二十九条第三	地方裁判所	その裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所
		家庭裁判所	家庭裁判所	裁判官の所属する裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所

一項	第三百三十六条第一項	第三百三十一条第二項	第二百八十五条第一項	第二百六十一一条第一項	第二百六十一一条第一項	第二百五十六条第三項	第二百五十五条第一項	第二百五十五条第一項
一項	地方裁判所及び簡易裁判所	理由の要旨が記録された電子調書	電子調書	記録しなければ 記録された電子調書	電子調書	同条第一項本文の通知が発せられた時	第一百九条の二の規定による送達	第一百九条の二の規定による
	地方裁判所の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に對しては高等裁判所	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書	電子調書	記載しなければ 記載された調書の	調書	宛てて呼出状を発した時	公示送達	前条第二項の調書の
	家庭裁判所	家庭裁判所の判決に對しては最高裁判所	判決書	判決書	調書	宛てて呼出状を発した時	呼出状	贈本の